参 議院議員 山田太郎君提出アマゾンジャパンに対する家宅捜索に関する質問に対する答弁書

一について

お 尋 ねの 「アニメやマンガ・同人誌などのいわゆる疑似写真」 が具体的に何を意味するのか必ずしも明

5 か で は な V が 児 童 一買春、 児童ポ ル ノに係る行為等の 規制 及び 処 罰 並 がに児を 童  $\mathcal{O}$ 保護等 に 関 す Ź 法 律

平 成十 年法 律第五十二号。 以 下 「児童ポ ルノ禁止法」 という。 第二条第三項に規定する 児 童 ポ ル

に該当するか否かは、 捜査機関 が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるため、 概に

お答えすることは困難である。

なお、 「児童ポルノ」 については、 描写されている児童が実在する者であることが必要であるとする裁

判例 がが あ るも のと承知しており、 およそ実在しない児童を描写したものであれば、 「児童ポルノ」 には該

当しないと解される。

二及び三について

現 在 捜査中の 個 別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わるお尋ねについては、 お答えするこ

とを差し控えたい。

き場所等については、 ときに、 般論として申し上げれば、 原則として裁判官の発する令状により行うことができるところ、 個別具体的な事件における捜査の必要性に応じて判断されるものである。 捜査機関による捜索や差押え等は、 犯罪の捜査をするについて必要がある 差し押さえるべき物や捜索すべ

四について

業者が その が、 被害がインター 第三号に規 てはその廃棄、 くはそれに類するも お 情 児童ポルノ禁止法第十六条の三は、 尋 有する管理権限に基づき児童ポ ね 報  $\mathcal{O}$ 0) 閲覧等のために必要な電気通信役務 定す プ る電 削除等による児童 ネットを通じて容易に拡大し、 ロバ 気 イダが自ら のがない 通 信役務 かを確認する義務」 をいう。 のレンタルサーバー 一の権利 ル ノに係る情報の送信を防止する措置その他 「インターネットを利用した不特定の者に対する情報 回復は著しく困難になることに鑑み、 を提 これ 供 (電気通信事業法 いする事 が具体的に何を意味するのか必ずしも明ら により一旦 に 記憶 業者は、 ・配置されたコンテンツの中 国 児 内外に児童ポ 昭昭 童 ポ 和 ル 五十九年法律第八十六号) ノの 捜査機関 ル 所 持、 ノが イン 関 拡 提供等の ターネットを利 へ の 散 に 児鬼童ポ L )協力、 た場 か 行  $\mathcal{O}$ では、 一合に 発信又は ル 第二条 当該 ノ若し に よる な お 用 事 V

たこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定している。

お 4尋ねの 「クラウド上のデータ」が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではないが、 関税法 (昭

和二十九年法律第六十一号)第六十九条の十一第一項に規定する 「貨物」 は有形 的財貨をい V. 電 磁 的 記

録をインタ ネット 上に 掲 出する行為及びインター ネット上に掲出され た電 磁的 記録をインタ ネ ット

を

通じて入手する行為は、 同項に規定する「貨物」 の輸入には当たらない ものと解され

六について

刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第百七十五条にいう「わいせつ」 とは、 最高: 裁判所の 判例によれ

ば、 「徒らに性欲を興 奮又は刺戟せしめ、 且つ 普通 人の 正常な性的羞 恥心を害 Ļ 善良な性的道 義 観念に

反するも  $\mathcal{O}$ をいうと解され、 お尋ねの 「アニメやマンガ・同 人誌」 の内容がこれに当たる場合には、 同

条の罪が成立し得るものと考えられる。